

国際知识产权保护协会日本分会
(AIPPI・JAPAN)



国際知识产权保护协会日本分会 (AIPPI JAPAN)

〒105-0001
日本国東京都港区虎之门1-14-1 邮政福祉琴平大厦4层
电话: 81 3 3591-5301
传真: 81 3 3591-1510
E-mail: japan@aippi.or.jp

International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

中华人民共和国国家知识产权局公启:

敬启者 谅近况益佳, 甚为欣慰!

貴国の職務発明条例草案について意見を述べる機会を設けて頂き感謝申し上げます。

AIPPI・JAPAN で、ご提示いただいた職務発明条例草案について検討を行い、添付の通りとりまとめさせていただきました。

ご検討のほど、宜しくお願い致します。

敬具

職務発明条例草案について

The Japanese group of AIPPI (AIPPI Japan)は、国際的な知的財産団体である AIPPI (International Association for Protection of Intellectual Property) の中において最大の national group です。AIPPI Japan は、1100名以上の会員を擁し、弁護士、専利代理人、企業、学者など知的財産の専門家の集団です。

職務発明条例の制定に向けた努力に敬意を表するとともに、意見を申し述べる機会を与えて頂いたことに感謝いたします。

日本は、ドイツなどとともに、職務発明とそれに対する報奨金の支払いについての規定を有しており、職務発明の問題に直面してきた長い歴史があります。そのような経験を元に、今般の草案について、若干コメントいたします。

まず、重要なポイントとして、条例草案の第1条にありますように、職務発明規定の目的はイノベーション能力の向上と人材強国の達成にあります。発明者に対しては発明行為に対するインセンティブを与えるに十分な報奨を与えることができる規定であればよく、それとのバランスで事業体の負担も十分に考慮されなければ、そのような目的は達成できないと考えます。基本的認識として、研究開発に従事する者は相応の給与と研究開発のための環境を事業体から

受けており、発明行為に対する報奨は、インセンティブとして機能すれば十分であるということが重要です。事業体の負担が過大になれば、発明活動に向けた投資や人材の雇用が困難になり、結局、イノベーション能力は低下します。このような経験から、日本とドイツでは、事業体側の負担を軽減するような法改正が近年行われてきています（例えば、ドイツで2009年10月に施行された改正）。

本条例草案においては、事業体の負担の側面からの検討が十分であるのか疑問を感じております。そもそも職務発明の取り扱いに関する詳細は、専利法実施細則第76条に規定されているとおり、事業体と従業員との自由な取り決めで委ねるべきです。本条例草案は、そのような取り決めがない場合を想定しているものと思料しますが、しかし、例えば本条例草案第19条のように、本条例草案の内容を事業体・従業員間の取り決めに取り込むことを強制するような規定も散見されます。この条項を含め、強行的で詳細な規定があるがために、事業体と発明者の対立構造が生み出されるような印象を受けます。中国において研究開発型の事業体が今後も増加してくることは間違いがありません。そのような事業体の発展を促進するためには、職務発明に対する報奨制度に係る負担もよく考慮する必要があると考えます。また、事業体の負担が過大となれば、研究開発が中国で行われなくなる可能性さえあると考えます。

以下に、具体的な条項草案についてコメントいたします。

第4条、第8条、第9条について

「ノウハウ」も「発明」に含められていますが、これは好ましくありません。「ノウハウ」を削除すべきです。国際的に見てもノウハウに報奨金を支払う規定のある国はなく、また、客観的に特定しがたいノウハウを報奨金の対象とすれば、紛争が増えるだけでなく、ノウハウの秘密保護にも支障をきたします。

第6条について

最後の段落において、「関係者からの意見及び提案を十分に聴取して取り入れ」とあるのは、「関係者と協議し」とすべきです。「取り入れ」とまですると、全体的な判断の上で、その意見を取り入れなかった場合、紛争の原因となります。ちなみに、日本の特許法でも「協議」しなければいけないことを規定しております。

第12条について

「2カ月以内に書面で回答しなければならない」という、2カ月の期間は十分なものでしょうか。第13条で理由を述べなければいけないとありますので短いのではないかと考えます。また、事業体の主体性に任せる意味で、「事業体と発明者との取り決めがない場合には、」という文言を第12条の冒頭に挿入すべきです。

第14条について

第14条は削除すべきと考えます。事業体に帰属した職務発明については、それまでの時点で研究開発に対する基礎的な対価としての給与は支払われており、

研究環境に投資もしているのので、事業体の判断で自由に処分することができるようにするべきです。また、発明者の自己申告でしかない、客観的に検討されていない報告の段階にある発明またはノウハウについて、ここまで強行的な詳細にわたる規定を設けることは、事業体の義務と負荷が過大となります。第14条は削除すべきです。

第15条について

「知的財産権の出願過程において、発明者は事業体から出願の進捗状況を知得する権利を有する。」とありますが、そのことが発明者にとってどのような利益になるのか明確でない一方、進捗状況について度重なる要求があれば、事業体の負担になるだけです。よって、この記載は削除すべきです。

第16条について

「事業体は職務発明の知的財産権出願手続きの停止、または職務発明の知的財産権の放棄をしようとする場合、1カ月前までに発明者に通知しなければならない。発明者が譲渡を要求する場合、事業体は権利を発明者に無償譲渡し、発明者が行う関連手続きに協力しなければならない。」とありますが、この部分は削除すべきです。発明者が権利を有し、自由に処分できるようになると、将来の事業の方向性は必ずしも明確でないのので、事業体は予防的に不要であると予測される知的財産権も抱え込まなければならなくなります。また、費用をかけずに発明を公開して、誰もが実施できるような状態にすることが好ましいような状況でも、権利取得を強いられることとなります。

第19条について

「発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、もしくは制限するようなあらゆる取り決め及び規定は、無効とする。」を削除すべきです。「本条例に基づいて享有する権利」の範囲が明確でなく、どのような場合が「制限」になるのかも不明ですので、どの程度の理由で取り決め及び規定がどのような範囲で無効となるのか明らかではありません。もちろん、発明者に報奨金を全く支払わないなどの極端な場合には、取り決めが無効とされるべきですが、現在の文言では、どのような取り決めであっても、その有効性に疑義が生じてしまいます。

第20条について

「職務発明者の意見を聞かなければならない」とありますが、「事業体が発明者との取り決めを行っていない場合」に限定すべきです。取り決めがあった上で、一つ一つの特許出願について、このような意見聴取をすることは不可能または非現実的です。また、「事業体は職務発明を自ら実施するか、譲渡するか、もしくは他人に実施を許諾して経済的利益を得た場合、取得した経済的利益の関連状況を発明者に通知しなければならない。」とありますが、これは削除すべきです。現在普通に行われている、例えば「パーソナルコンピュータについての全ての特許を包括的にライセンスする」といった包括的ライセンス契約の場合、どの特許がライセンスの対象となっているのかの判断さえ困難であり、また、

一つの製品に關与している特許が数多くあり、一分野の製品が100種類存在して、それぞれ違う特許でカバーされているような場合、どのように一つの特許に関する「経済的利益」を計算できるのか想像もできません。

第21条について

事業体が発明者と取り決めを行っていない場合に限定されていますが、報奨金が高すぎないでしょうか。一つの製品に100以上もの特許が關連しているのは現在では普通ですので、この規定に従えば、事業体に利益は残らないおそれがあります。

第25条について

この規定は削除すべきです。第4条などに関連して説明しましたように、ノウハウを報奨金の対象としている国はなく、また、ノウハウのような秘密に維持すべきものを紛争の対象とするような規定は、事業の自由を大きく制限します。

第29条について

この規定は削除すべきです。そもそも事業とともに譲渡する場合に、どのような取り扱いにしなければいけないのか明らかではありません。一旦事業体の資産としたものについては、事業体に処分権があると考えべきです。数多くの特許権を一括譲渡しようとするような場合に、買い取りの可能性が低いにも拘わらず、退職者の住所を探し出して、買い取りの意思があるかを確認する作業の負担が大きすぎます。

第30条について

この規定は削除すべきです。なぜ3年なのでしょう。例えば化学会社を考えれば、事業化までのスパンは5、6年といったものであり、3年で実体的な準備が進んでいなくても、実施の計画はあるかもしれません。事業方針の変更が3年後以降にあっても全く不思議ではありません。そもそも事業体の資産と一旦なったものを、協議の上とはいえ、発明者が利用または実施許諾できるとする規定は不合理です。

第34条について

この規定は削除すべきです。第35条も同様です。不特定の頻度で監督検査まで行われることは、事業体への不当な介入であり、それを受ける側の事業体の負荷が著しく増大するほか、事業体の秘密管理にも支障が出ることが容易に予想されます。

第45条について

この規定は削除すべきです。国際的に見ても著作権に対価規定のある国はなく、著作権を職務発明条例に適用することは適切ではありません。また、中国著作権法では、コンピュータソフトウェアについて、職務著作物について法人が権利を享有する旨定めているのですから（中国著作権法16条）、本条例を「参照、適用」する前提自体が欠けているとも言えます。

以上